

2025年4月14日

会員 各位

日本女性栄養・代謝学会  
理事長 杉山 隆  
選挙管理委員長 中島 義之

## 2025年度 日本女性栄養・代謝学会理事選挙 －立候補者の公募について－

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、本学会では定款ならびに役員選任規程により、理事選挙を実施致します。  
つきましては、下記の要領に従い、理事候補者の立候補受付を行いますので、立候補をされる方は  
下記要領をご確認いただき、期日までに必要書類をご提出頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 定数

35

#### 2. 任期

2025年7月1日 から 2027年6月30日 まで（2年間）

#### 3. 立候補(被選挙人)の条件

継続して5年以上本会の正会員であり、2025年3月末までに会費を完納し、本年7月1日の時点で71歳を超えない者（ただし、理事長または前任理事の推薦がある場合には、上記の会員歴（継続して5年以上本会の正会員であること）は問わない）

#### 4. 立候補について

理事立候補届（様式1）を 2025年5月7日（水）（必着）までに、下記事務局宛にFAXまたはメールにて送信ください。

送付先

一般社団法人 日本女性栄養・代謝学会事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-24-7-920 一般社団法人アカデミアサポート内

TEL:03-5312-7686 FAX:03-5312-7687

Email Address: [jswnm@academiasupport.org](mailto:jswnm@academiasupport.org)（担当：中野 泉・吉田 久男）

#### 5. 選任方法

投票により実施致します。ただし、立候補者数が定数以下の場合は、投票は行わず、社員総会にて候補者の承認手続きを行います。

選挙投票期間：2025年5月19日（月）～5月26日（月）

開票：2025年5月29日（木）

(様式1)

## 2025年度 日本女性栄養・代謝学会理事立候補届

提出日：2025年 月 日

フリガナ 氏 名	(自署) 印
生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)
所 属 部 署	
所属機関住所 連絡先	〒 電話: FAX: E-mail:
経 歴 (学会活動など)	
連絡事項	(理事として推薦されたい会員がございましたら、ご氏名とご所属を以下にご記入ください。その他、ご意見などありましたらご記入ください。)

\* ご記入いただいた個人情報は取扱いに充分注意し、他の目的には使用いたしません。

1. 立候補資格者は、**会費を完納した正会員で任期開始の時点で71歳を超えない正会員**（ただし、理事長または前任理事の推薦がある場合には、前述の会員歴は問わない）です。
2. 必要事項を記入し **FAX またはメール**にて下記の事務局に郵送ください。
3. メールタイトルには「**理事選挙立候補届**」と明記してください。
4. 立候補届の提出は、**2025年5月7日（水）必着**です。

立候補届送付先、お問合せ先：

一般社団法人 日本女性栄養・代謝学会事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-24-7-920 一般社団法人アカデミアサポート内

TEL:03-5312-7686 FAX:03-5312-7687

Email Address: [jswnm@academiasupport.org](mailto:jswnm@academiasupport.org) (担当：中野 泉・吉田 久男)

## (参考資料)

### 日本女性栄養・代謝学会 定款 (理事選挙関連条項を抜粋)

#### (役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上 40名以内 (うち常任理事若干名)
- (2) 監事2名以内
- (3) 幹事 若干名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長を1名、常任理事を若干名とする。

#### (役員等の選任)

第21条 理事は、正会員によって正会員の中から選ばれた理事候補者から、総会の決議によって選任する。

2 監事は、理事によって社員の中から推薦された候補者から、総会の決議によって選任する。

3 理事候補者及び監事候補者の選出方法は別に定める。

4 理事長及び副理事長並びに常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 年次学術集會会長は理事会が正会員の中から推薦し、理事会で選任した後、総会に報告する。理事は年次学術集會会長を兼務することができる。

6 幹事は理事長が理事会の議を経て正会員の中から委嘱する。

7 担当校幹事は学術集會会長の推薦に基づき担当校所属正会員の中から理事長が委嘱する。

#### (役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(平成30年8月31日制定)

### 日本女性栄養・代謝学会 役員選任規程

(目的) 第1条 この法人(以下本会という)の役員(理事、監事)および評議員の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

#### (定義)

第2条 理事は、正会員により、正会員の中から候補者を選出し総会において選任される。監事は新理事就任予定者により社員の中から候補者を推薦し、総会において選任される。

#### (選挙管理委員会)

第3条 理事候補者および監事候補者の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。

2 選挙管理委員会は理事会によって委嘱された正会員若干名をもって構成し、互選により委員長を選出する。(当初は産婦人科医師が中心だが、将来的には領域別の会員人数により比率の変更が必要)

3 選挙管理委員会は、次の事務を行う。(1)選挙に関する告知 (2)立候補の届出の受理

(3)立候補者の告知 (4)投票の管理及び開票 (5)候補者別得票数の確定 (6)本会理事長への選挙結果の報告 (7)選挙結果の公示 (8)その他役員候補者の選挙事務の管理に必要な事項

#### (理事候補者被選挙権)

第4条 理事候補者となり得る者は次の基準を満たすものとする。

2 引き続き5年以上本会の正会員であり、選挙の年の7月1日の時点で満71歳を超えないものとする。  
ただし、理事長または前任理事の推薦がある場合には、上記会員歴は問わない。

3 名誉会員は理事候補者となることはできない。

(理事候補者選挙権者)

第5条 理事候補者の選挙権は、選挙の年の3月末までに会費を完納した正会員が有する。

(理事候補者選出方法)

第6条 理事候補者の定数は、選挙の前年末の分野ごとの会費完納会員数に基づいて理事会で決定する。

2 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の5月31日までに選挙に関する公示を行う。

3 正会員の中で、理事候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

4 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事数および投票方法を正会員に告知する。

5 開票は、予め定められた日時に予め定められた場所において行う。

6 投票方法は定数の不完全制限連記、無記名とし、それぞれの領域ごとに得票多数を得たものより順次、当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。

7 理事候補者の立候補者数が定数と同数であるとき、または定数未満であるときは、正会員による投票を省略することができる。ただし、候補者は社員総会の承認を得なければならない。

(監事候補者被選挙権者)

第7条 監事候補者は、新理事就任予定者により社員の中から推薦されたものとする。

2 名誉会員は監事候補者になることはできない。

(監事の選出方法)

第8条 監事は、監事候補者の中から、社員総会の決議により選任される。

2 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の6月30日までに監事の選挙に関する公示を行う。

3 候補者の推薦は定められた期日までに、所定の方法で選挙管理委員会に届け出るものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会に報告する。

(付則)

(付則)

本規定は平成30年8月31日より施行する。

平成31年4月20日 改定 同日施行

令和4年1月7日 改定 同日施行